

1. 採算林と不採算林の定義について

採算林と不採算林に対する経営方針を明確化するに当たって、森林資産について、団地ごとの投資額の回収可能性を判定し下表のとおり区分を行う。

区分	内 容
A	既往の投資額及び将来の投資額の全額の回収が見込まれる団地
B	既往の投資額の 50%以上の額及び将来の投資額の全額の回収が見込まれる団地であって、A 以外の団地
C	既往の投資額の 25%以上の額及び将来の投資額の全額の回収が見込まれる団地であって、A から B 以外の団地
D	将来の投資額の全額の回収が見込まれる団地であって、A から C 以外の団地
E	A から D 以外の団地

上表の区分について、A に該当する団地を採算林とし、B から E に該当する団地を不採算林とする。

採算林については、森林事業を継続するが、県は公社存続の最低限の基本方針として今後の県民負担を発生させないとしていることから、単年度収支が黒字となることが前提である。B から D については、不採算林ではあるが、将来の投資額の回収が見込まれるため、単年度収支の黒字額の範囲内で森林事業を行う。その場合の優先順位は B から D の順とする。

なお、森林には公益的機能があり、不採算林は公益性を重視する森林と位置付ける。不採算林については、分収割合の変更や一定の管理費の負担を土地所有者に求めるとともに、採算性を重視する経営から公益性を重視する経営に方針転換することについて県民の理解を得て県からの一定の資金を投入し、森林整備を行う。

2. 事業手法の見直しについて

県民負担をこれ以上増大させないため、分収契約の変更は必要であり、原契約を履行したうえで契約期間の延長時に分収契約の変更を行う。また、既に契約期間を延長している場合には、分収契約の変更を交渉する。

今後の森林の管理主体は、土地所有者、公社及び県並びに森林組合等の第三者に区分され、当該区分に基づいて、分収契約の変更による下記の事業手法が考えられる。

森林整備公社営林 設定条件別試算結果 (一般会計)

(中段〔 〕書きは平成19年度試算結果(見直し前)、下段はだか書きは区分見直し後)

H18材積表

	A			B			C			D			E			
	既往、将来投資額返済可能(A)			既往投資額50%以上、将来投資額返済可能「A」以外 (B)			既往投資額25%以上、将来投資額返済可能「A、B」以外 (C)			将来投資額は返済可能「A、B、C」以外 (D)			「A、B、C、D」以外 (E)			
全体値	金額等	単位	%	金額等	単位	%	金額等	単位	%	金額等	単位	%	金額等	単位	%	
	{915}	{400}	件	{43.7%}	{278}	件	{30.4%}	{116}	件	{12.7%}	{37}	件	{4.0%}	{84}	件	{9.2%}
① 団地数	915	400	件	43.7%	244	件	26.7%	75	件	8.2%	84	件	9.2%	112	件	12.2%
② 借入金	{26,569,352}	{11,814,514}	千円	{44.5%}	{7,605,015}	千円	{28.6%}	{2,820,519}	千円	{10.6%}	{1,368,505}	千円	{5.2%}	{2,960,799}	千円	{11.1%}
(③+④+⑤+⑥)	26,569,352	11,814,514	千円	44.5%	7,218,134	千円	27.2%	1,608,524	千円	6.1%	1,966,433	千円	7.4%	3,961,747	千円	14.9%
③ 内賛助金	{17,205,619}	{7,761,994}	千円	{45.1%}	{4,759,284}	千円	{27.7%}	{1,659,234}	千円	{9.6%}	{940,610}	千円	{5.5%}	{2,084,497}	千円	{12.1%}
	17,205,619	7,761,994	千円	45.1%	4,423,222	千円	25.7%	957,785	千円	5.6%	1,311,364	千円	7.6%	2,751,254	千円	16.0%
④ 内公庫	{7,717,170}	{3,273,654}	千円	{42.4%}	{2,424,306}	千円	{31.4%}	{947,759}	千円	{12.3%}	{350,786}	千円	{4.5%}	{720,666}	千円	{9.3%}
	7,717,170	3,273,654	千円	42.4%	2,359,509	千円	30.6%	537,234	千円	7.0%	565,228	千円	7.3%	981,545	千円	12.7%
⑤ 内長借	{1,583,011}	{721,794}	千円	{45.6%}	{414,945}	千円	{26.2%}	{213,526}	千円	{13.5%}	{77,110}	千円	{4.9%}	{155,637}	千円	{9.8%}
	1,583,011	721,794	千円	45.6%	435,403	千円	27.5%	113,505	千円	7.2%	89,841	千円	5.7%	222,468	千円	14.1%
⑥ 内市町村	{63,553}	{57,072}	千円	{89.8%}	{6,480}	千円	{10.2%}	{0}	千円	{0.0%}	{0}	千円	{0.0%}	{0}	千円	{0.0%}
	63,553	57,072	千円	89.8%	0	千円	0.0%	0	千円	0.0%	0	千円	0.0%	6,480	千円	10.2%
⑦ 将来利息額	{3,842,064}	{1,609,559}	千円	{41.9%}	{1,228,347}	千円	{32.0%}	{500,385}	千円	{13.0%}	{164,542}	千円	{4.3%}	{339,231}	千円	{8.8%}
	3,842,064	1,609,559	千円	41.9%	1,238,716	千円	32.2%	274,690	千円	7.1%	245,710	千円	6.4%	473,389	千円	12.3%
返済元利金	{30,411,416}	{13,424,073}	千円	{44.1%}	{8,833,362}	千円	{29.0%}	{3,320,904}	千円	{10.9%}	{1,533,047}	千円	{5.0%}	{3,300,031}	千円	{10.9%}
⑧ (②+⑦)	30,411,416	13,424,073	千円	44.1%	8,456,850	千円	27.8%	1,883,215	千円	6.2%	2,212,142	千円	7.3%	4,435,136	千円	14.6%
⑨ 将来投資額	{7,243,389}	{4,057,579}	千円	{56.0%}	{2,147,241}	千円	{29.6%}	{645,152}	千円	{8.9%}	{149,856}	千円	{2.1%}	{243,561}	千円	{3.4%}
	7,243,389	4,057,579	千円	56.0%	2,113,571	千円	29.2%	391,823	千円	5.4%	315,599	千円	4.4%	364,818	千円	5.0%
⑩ 将来投資額合計	{11,085,453}	{5,667,137}	千円	{51.1%}	{3,375,589}	千円	{30.5%}	{1,145,537}	千円	{10.3%}	{314,398}	千円	{7.5%}	{582,792}	千円	{5.3%}
(⑦+⑨)	11,085,453	5,667,137	千円	51.1%	3,352,287	千円	30.2%	666,513	千円	6.0%	561,308	千円	7.5%	838,207	千円	7.6%
⑪ 分収推計金額	{33,715,930}	{22,255,566}	千円	{66.0%}	{9,259,221}	千円	{27.5%}	{1,878,050}	千円	{5.6%}	{263,319}	千円	{0.8%}	{59,775}	千円	{0.2%}
	33,715,930	22,255,566	千円	66.0%	9,116,187	千円	27.0%	1,293,521	千円	3.8%	801,270	千円	2.4%	249,386	千円	0.7%
⑫ 収支	{-3,938,874}	{4,773,914}	千円	{-121.2%}	{-1,721,382}	千円	{43.7%}	{-2,088,006}	千円	{53.0%}	{-1,419,584}	千円	{36.0%}	{-3,483,817}	千円	{88.4%}
(⑪-(②+⑩))	-3,938,874	4,773,914	千円	-121.2%	-1,454,233	千円	36.9%	-981,516	千円	24.9%	-1,726,471	千円	43.8%	-4,550,568	千円	115.5%
⑬ 造林面積	{13,766.67}	{6,507.28}	ha	{47.3%}	{3,512.31}	ha	{25.5%}	{1,480.87}	ha	{10.8%}	{750.94}	ha	{5.5%}	{1,515.27}	ha	{11.0%}
	13,766.67	6,507.28	ha	47.3%	3,310.10	ha	24.0%	783.91	ha	5.7%	1,090.48	ha	7.9%	2,074.90	ha	15.1%

* 基礎データは、平成19年3月31日時点のものを使用。

* 分収推計金額には、平成19年1～3月の平均木材単価を使用。

* 将来利息額は、公庫、長期借入(変動金利だが3.5%で試算)。

* 一部が保安林の事業地も保安林として集計したため、保安林合計面積は多めになっている。

* 件数は解約事業地等(11件)を含む

* 将来投資額=森林経営費+立木処分費+一般管理費+将来利息-(補助金+交付金)

分収林契約変更の考え方

森林の管理 者区分	項 目		期間 延長	分収 割合	説 明
案 1 土地 所有 者	1	(1) 皆伐・土地を返還	無	無	土地所有者との協議が整わなかった場合には、原契約どおり、契約満了時には主伐を実施し土地所有者に土地を返還する。
		(2) 地上権の買取	—	—	契約満了時、土地所有者の意志により、公社の地上権（公社の収益分）を時価相当額で買い取る。 時価相当額は、公社が、市場で取引される価格から、伐採、搬出のための費用等を控除した価格である市場価逆算法により算出する。
	2	延長期間の森林管理	有	有	契約期間を80年に延長し、延長期間に必要な森林の管理（施業の実施、土地の境界確認、気象害、病害虫等の調査、間伐等の実施等）は土地所有者が行い、定期的に公社に報告する。 管理に必要な経費については、原契約の分収割合の率で双方が負担する。
案 2 公 社 等	1	(1) 分収割合の変更	有	有	契約期間を80年に延長し、延長期間に必要な森林の管理は公社が行う。 (参考事例) 分収割合は8（公社）：2（土地所有者） （土地所有者が市町村の場合は、9（公社）：1（市町村））
		(2) 非皆伐施業	有	有	契約期間を80年に延長し、択伐施業や間伐施業等を繰り返す非皆伐施業を導入し、将来にわたって森林状態が維持出来るような管理を行う。 皆伐に比較して非皆伐施業導入することで管理経費が増大することから、分収割合は9：1（参考事例）とする。
		(3) 管理経費の負担	有	有	契約期間を80年に延長し、延長期間に必要な森林の管理（施業の実施、土地の境界確認、気象害、病害虫等の調査、間伐等の実施等）は公社が行うが、管理に必要な経費については、原契約の分収割合の率で双方が負担する。 ただし、土地所有者が負担する延長期間の管理コストは、土地所有者の分収益（2割（土地所有者が市町村の場合は、1割）（参考事例））を上限とする。
	2	公社等への寄付	—	—	土地所有者の意志により、公社等へ土地（地上権の土地所有者の収益分を含む）を無償で寄付する。
案 3 第 三 者	1	第三者による森林管理	有	有	森林経営委託、森林経営信託、特定目的会社（SPC）等により経営権を第三者に譲渡し、新たな森林管理手法により森林を管理する。 公社・土地所有者は新しい契約手法により分収の権利を確保する。
	2	土地の売却	—	—	土地（地上権の土地所有者の収益分を含む）を第三者に売却する。 この場合、公社は土地所有者の同意を得て売却の意志を第三者に伝えることはあっても、土地所有者と第三者との価格等の交渉には関与しない。